令和元年
第5回立川市農業
委員会総会議事録

立川市農業委員会

令和元年第5回立川市農業委員会総会日程

日時 令和元年 5 月 2 7 日 (月) 午後 3 時 会場 2 0 8 及び 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - (3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事議案第1号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和元年第5回立川市農業委員会総会 令和元年5月27日(月) 立川市役所208及び209会議室

議席	氏	名	議席	氏	名
1番	欠	席	10番	原 島	和也君
2番	鈴木	豊君	1 1 番	岩 田	安 雄 君
3 番	金子	波留之 君	1 2 番	粕 谷	久 敬 君
4番	内 野	英 樹 君	1 3 番	長 泉	芳 雄 君
5番	鈴木	和昌君	1 4 番	清水	一 幸 君
6番	小 峰	喜 昭 君	15番	藤野	浩 司 君
7番	山下	明君	16番	馬場	宏君
8番	島田	加美君	17番	梅田	守 男 君
9番	横幕	玲 子 君			

事務局職員

 次長
 奥
 野
 武
 司
 君

 主査
 東深澤
 貴
 行
 君

 主任
 横
 井
 雅
 司
 君

午後3時00分 開会

議長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めたいと 思います。

> 本日は、粕谷会長は全国の農業委員会の会長大会に出席の ため、かわりまして、本日は議長のほうを務めさせていただ きますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

また、局長はアメリカのほうに行っているということで、 今日は欠席ということでございます。

ここ数日前から急に暑くなって、お疲れかと思いますが、 熱中症に気をつけていただきたいと思います。

それでは、ただいまより令和元年5月、第5回立川市農業 委員会総会を開会いたします。

本日は委員の過半数が出席しておりますので、立川市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。

なお、本総会に付議すべき項目は、別紙のとおりでございます。順次御審議のほどお願いしたいと思います。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名ですが、3番の金子委員と4 番の内野委員の両名にお願いいたします。

それでは、報告事項でありますが、(1)事務報告、

- (2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が4件、
- (3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出の2件を 一括して事務局より報告をお願いしたいと思います。次長。
- 次長 本日、先ほど職務代理の御挨拶にもありましたように、局長がサンバーナディノ市との姉妹市提携60周年記念行事として、市長の公式訪問に随行しており、不在のため、かわりに私より報告をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

初めに、報告事項(1)事務報告を行います。

- 5月13日(月)、第1回農消連携会議及び経営者クラブ第1回役員会。
- 5月15日(水)、現地調査。農業委員会会長職務代理研究集会。
 - 5月16日(木)、立川農業振興会議総会。
- 5月17日(金)、東京都農業会議平成31年度理事会・常設審議委員会。
- 5月24日(金)、第1回特定生産緑地指定手続き説明会。予備回も含め、この日2回開催。
- 5月26日(日)、特定生産緑地指定手続き説明会。 2 回目の予備回。
- 5月27日(月)、平成31年度全国農業委員会会長大会。令和元年第5回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。第2回特定生産緑地指定手続き説明会。
 - 5月28日以降の予定でございます。
- 5月28日(火)、第3回特定生産緑地指定手続き説明 会。
- 5月29日(水)、平成31年度北多摩地区農業委員会連合会通常総会。
- 5月31日(金)、第4回特定生産緑地指定手続き説明 会。
- 5月31日(金)、東京都農業経営者クラブ役員・事務 局会議。
 - 6月3日(月)、第5回特定生産緑地指定手続き説明会。
 - 6月4日(火)、第6回特定生産緑地指定手続き説明会。
- 6月10日(月)、立川市農業経営者クラブ第2回役員 会。
 - 6月12日(水)、第1回農地パトロール。
- 6月14日(金)、東京都農業経営者クラブ第49回通常総会ならびに農業経営者セミナー。
 - 6月14日(金)、現地調査。

6月25日(火)、令和元年第6回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

6月27日(木)、北多摩地区農業委員会連合会広域連携会議(西部ブロック)。

報告事項(1)事務報告は以上でございます。

続きまして、報告事項(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が4件ございます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は上砂町3丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積の合計は450.93㎡。 転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は幸町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は550㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は砂川町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は42㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目、農地の所在は砂川町8丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積の合計は1,371㎡。転用目的は店舗等施設用地でございます。

各々周辺略図を御参照ください。

次に、報告事項(3)農地法第5条第1項第6号の規定 による届出が2件ございます。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業に つきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は西砂町4丁目の7筆。地目は、登記簿上が畑、現況が公衆用道路のものが4筆、畑が2筆、雑種地が1筆。面積の合計は687.25㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は砂川町8丁目の1筆。地目は、登

記簿上が畑、現況も畑。面積は2,980㎡。転用目的は 住宅用地でございます。

各々周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ただいま報告がありました件について、何か御質問などが ありましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、報告事項についてはこれで終了 いたします。

次に、議案第1号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、6件を議題に呈します。

なお、本件の中に清水委員の世帯が含まれております。 農業委員会会議規則第10条の規定によりまして、清水委員は議事に加わることができません。一時退席していただきますようお願いいたします。

[14番委員 退席]

議長 それでは、事務局より説明をお願いしたいと思います。次 長。

次長 引続き農業経営を行っている旨の証明ということで、現地調査を5月15日、申請者の立ち会いのもとに、会長、長泉委員、小峰委員、馬塲委員、梅田委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

今回は6件でございます。番号に沿って御説明いたします。 議案第1号の1、農地等の相続人の住所、氏名については 記載のとおりでございます。

特例農地については富士見町4丁目の3筆。略図1をご覧ください。

略図1は学習等供用施設滝ノ上会館北側に隣接する農地で、ブドウ、カキ、キウイなどの果樹を中心に、ジャガイモ、ネギ、サヤインゲンなどの野菜を作付けしていました。滝ノ上会館に隣接する敷地はコンクリートが打ってあり、

特例申請農地から外されていました。

生産物は、契約販売、庭先販売や地域のイベント等にも 出荷しているとのことです。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者夫婦でございます。

議案第1号の2、農地等の相続人の住所、氏名については 記載のとおりでございます。

特例農地については曙町3丁目の1筆となります。略図2をご覧ください。

略図2はJR中央線の北側の農地で、オカボやサツマイモを植えるため耕うん整地されておりました。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人でございます。

議案第1号の3、農地等の相続人の住所、氏名については 記載のとおりでございます。

特例農地については若葉町3丁目の1筆となります。略図3をご覧ください。

略図3は自宅の北に隣接する農地で、ベゴニア、マリーゴールドの花卉育成用ハウスのほか、植木の容器栽培や、露地にはエゴノキ、ヤマボウシ、ハナミズキ、サルスベリ、サザンカなどの多品種の植木が植え付けられておりました。また、ジャガイモやスイカなどの野菜の作付けも一部見受けられました。

生産物は市場出荷のほか、鉢植えの植木などは、みの一れ立川にも出荷しています。

農業従事者は、申請者本人と子ども夫婦でございます。

議案第1号の4、農地等の相続人の住所、氏名については 記載のとおりでございます。

特例農地については柏町2丁目の1筆となります。略図4をご覧ください。

略図4は自宅の南に広がる農地で、クリ、カキ、ウメ、

ミカン、ユズ、スダチなどの果樹のほか、キャベツ、コマツナ、インゲン、トウモロコシなどの野菜が作付けされておりました。お稲荷さんの敷地は特例農地から除外してあります。

肥培管理は良好でした。

生産物は親族の店舗で直売を行っているほか、みの一れ立 川にも出荷しています。

農業従事者は、本人と子どもでございます。

議案第1号の5、農地等の相続人の住所、氏名については 記載のとおりでございます。

特例農地については砂川町5丁目の3筆となります。略図5をご覧ください。

略図5は自宅北に隣接する農地で、ビニールハウスが3棟ございました。ハウスには、インゲン、トマト、キュウリ、トウモロコシなどが作付けされておりました。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と子どもでございます。

生産物は庭先販売が主でございます。

議案第1号の6、農地等の相続人の住所、氏名については 記載のとおりでございます。

特例農地については砂川町6丁目の2筆。略図6をご覧ください。

略図 6 は立川砂川浄水所西側に南北に位置する農地で、 ナス、ピーマン、ジャガイモ、ミニトマト、タマネギ、ズ ッキーニなどが作付けされておりました。

生産物は、直売のほか、自家消費でございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、本人夫婦でございます。

説明は以上です。

議長 それでは、調査を担当された委員から、順次補足説明をお 願いしたいと思います。まず番号1と2を長泉委員と横幕委 員。初めに長泉委員、お願いします。

13番 番号1は次長の報告のとおりなんですけれども、滝ノ上会館の北側で、小道を挟んで畑が分断されております。東側の畑ですが、果樹で、カキ、キウイ、その他少量ずつなんですけれども、アシタバ、ミョウガ、サヤエンドウなどが作付けされておりました。それと小道の西側は、ウメ、ジャガイモ、ネギ、トマト、レタス、サトイモなどが作付けされておりまして、イベント等に出しているということです。

肥培管理は良好なんですけれども、カキの剪定枝が若干積み上げられていたんです。小枝のほうは腐らせてしまうということなんですが、農業用資材として利用していた樋とかは腐らないので、処分するように指導してきました。

番号1は以上です。

議長 番号2もお願いします。

13番 番号2ですが、ここは曙町なんですけれども、国立寄りというか、中央線の高架の北側です。住宅街の中で大変だと思いますけれども、きれいに耕うんされておりました。作付けのほうは、オカボとサツマイモを今後は作付けするということで、草刈りのほうも確実に入っておりました。出荷というか、イベント等で品物は扱うということで、赤米とかオカボとか、何か特殊なものを作付けするということでした。

肥培管理は良好でした。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

9番 番号1の畑ですが、作付けに関しては事務局の報告のとおりです。栽培された野菜はイベントに出すほか、契約栽培で、お馴染みのお客さんにということで、全部はけるという感じでした。

一番気になったのは、二つの畑の間の舗装された道路だったんですけれども、ここは申請から外されているということなので、安心しました。

これまでの現地調査でちょっと気になっていたのは、納税猶予制度を受けている場合は、申請した御本人は了解していても、相続のときに一体どこまでが許容範囲なのか、わからないというケースがあって、申請者もそのようなことをおっしゃっていました。当面よく管理していればいいということで、先ほどおっしゃったように、剪定枝が散らかっているのは片づけるとか、そういったことに気をつけて管理をしたらいいよという助言をしておられました。

それから、来年90歳になるという高齢の方なんですけれども、とてもお元気な方で、畑をやっていると、農業をやっていると、こんなに元気に年をとれるよというモデルのような感じがしました。都市の中で畑をやっていくのは大変だというのはあるんだけれども、果樹の下に野菜を植えているので、結構蚊が出るんですよね。蚊とり線香をたいても、その煙の文句が出るということで、大変だなということを感じました。

番号2については、特に問題はありませんでした。

議長 続きまして、番号3を小峰委員、お願いします。

6番 先ほど事務局よりお話がありましたとおり、花と植木の生産をしている方で、特に問題はありませんでした。

以上です。

議長 横幕委員、お願いします。

9番 番号3の農地は、実は去年、消費者団体で畑見学でお邪魔 したところだったんですね。畑の中にあったカブトムシをも らって帰った参加者が多かったんですけれども、中で1人、 幼虫がかえって、まだ飼っているよという人がおりましたの で、とても懐かしかったです。

隣というか、道路との境界にマサキが植えてあるんですけれども、これが短く刈り込んであったので、切り株が鋭くて、そこにつまずくと文句が出るので、ちょっと気をつけるようにという助言がありました。

以上です。

議長 続きまして、番号4と5を馬塲委員、お願いします。

16番 まず番号4の方ですけれども、この方は本人さんとせがれ さんの2人でやっておられるんですが、主にやっているのは せがれさんのほうです。以前はクリが多かったんですけれど も、このごろは柑橘類をふやそうということです。それから あとは野菜を中心にやられております。肥培管理も良好で、 特にこの方は問題ございません。

引き続きまして番号 5 、この方はもう 8 0 歳にもなろうという方なんですけれども、主にこの時期はトマトを中心としてハウスでやられております。せがれさんもいるんですけれども、せがれさんは調子が悪いということで、本当に 1 人でやられている方です。肥培管理も良好で、特に問題はありません。ただ、この方の畑というのは、大体が隣は国有地なわけです。年に 2 回、除草剤をやるんですけれども、草がひどいということを相談されておりますので、その辺の御検討をいただきたいと思います。

以上です。

議長 今の馬塲委員の件は、最後に事務局にお願いします。 それでは、番号4と5を横幕委員、お願いします。

9番 番号4の方のところは、果樹と野菜、いろいろな種類のものが植わっていて、素人なんですけれども、とても豊かな感じのする畑でした。クリは後始末が大変なので、今、馬塲委員がおっしゃったように、だんだん柑橘類にシフトしていっているという話をしておられました。温暖化で、東京でも柑橘類の栽培が比較的容易になってきたなというのを感じました。

それから番号5の畑は、隣が野球場なんですが、ネットを 張ってもボールが畑に入ってきて、土の中に埋まってしまう ので、なかなか見つけられない。あるとき掃除をしたら、非 常にたくさんの野球のボールが出てきたということで、ネットを張ってあるけれども、それでも来るというすごく大変なところを話していただきました。先ほど馬塲委員がおっしゃったんですけれども、この方は80歳で1人でやっておられるので、なかなか大変だということで、いつまでできるかなとおっしゃっていました。

以上です。

議長 続きまして、番号6を梅田委員、お願いします。

17番 この方は、定年退職されて、まだ何年でもないんですが、 非常に生真面目な方で、畑のほうも、北のほうからサトイモ、 ミニトマト、ズッキーニなどを栽培しておりまして、ほとん どをみの一れ立川に出荷しているということでした。西側の ほうの階段的な境界線はそれぞれ確認できました。肥培管理 もきれいなので、何の問題もないと思います。

以上です。

- 議長 それでは、先に皆さんから質問を受けたいと思います。た だいま説明がありました件について、何か質問などがありま したらお願いしたいと思います。長泉委員。
- 13番 番号5の方の農地なんですけれども、地目として墓地とい うのが29㎡載っているんですが、これは現在は移動させた ということでいいんですか。
- 16番 移動しました。
- 13番 移動して、そこにはもうないということですか。わかりました。
- 議長 略図には載っていないので、この部分はもう畑になっているということですね。
- 16番 もう畑みたいになっています。
- 議長 番地はそのまま残っているということですね。 内野委員。
- 4番 地目が墓地のままで生産緑地とか納税猶予が受けられるんですか。

主査 登記簿上が墓地となっているだけであって、現況と違います。

議長 現況が違うということですね。

主査 登記を直してないということで、現況は畑ですから、当然 納税猶予は受けられます。

議長わかりました。

そのほかに御質問はありますか。

ないようなので、先ほどの番号5で馬塲委員から質問がありました件ですが、周りが国有地ということで、周りから雑草が入ってくるということで、その辺がどうにかならないかということですが。

16番 今回現地調査したときには、今の時期なので、まだきれいだったんですけれども、これが真夏になってきますと、主にスギナなんですが、自分の畑の側のスギナを除草しても、周りから入ってくるということで、全部を絶やすということがなかなか難しいんですよね。こちら側がきれいにしてあるから、きれいにしたと判断するのか。それと周りに草がいっぱい生えているから……。柵で境界が分かれていますから、いいんですけれども、ただ、周りから入ってくるので、絶えるということはないですよね。その辺のことをどういうふうにしたらいいのかなとという相談を受けました。

議長どうですか。事務局のほうでお願いします。

主査 今のところは東西が国有地なんですね。西側は砂川自転車等保管所になっていますから、ここは立川市が管理委託をして、国から借りているところですので、西側については、市が責任を持って管理しているところです。東側については野球場で、スポーツ振興ということもあるので。

16番 野球場があるけれども、野球場が道路みたいなんです。あれ自体が国有地なんでしょう。

主査 そうです。

16番 年に1回か2回、除草剤をかけて、除草するんですよね。

その時期を真夏に設定していただければ、なおさらいいとい う感じなんです。

- 主査 以前ですと、地元の業者が柔軟に対応したということがあったんですが、今はかなり広域的に少数の業者が入ることになっています。その人たちがかなり広域を回っていまして、例えばここは4月、ここは5月とか、転々と動いているということがあるので、ローテーションが合わないとうまくいかないというところがあるみたいなんです。
- 16番 この方は両側が国有地ということで、言うところがなかなかないということですので、この場をおかりしまして、よろしくお願いします。
- 主査 以前は、地元の方がもう1回やってくださいよとお願いしていたこともあったんですけれども、今は契約上、そういうことはできないということもあるのですが、そのような意見は伝えます。
- 議長 馬塲委員、また市のほうからお願いしていただくということで。
- 16番 わかりました。
- 議長そのほかに質問などはありませんか。

……質疑なしの声

議長 質疑がないと認め、採決に移りたいと思います。議案第1 号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、証明す ることに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決します。 それでは、清水委員に戻るようにお願いします。

[14番委員 着席]

議長 次にその他で何かございますでしょうか。よろしいですか。 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でござい ますが、質問などがありましたらお願いいたします。

……質疑なしの声

議長 それでは、これで総会を終了したいと思います。次回の総会は、6月25日火曜日、午後3時から、210会議室となっております。

本日は慎重審議をしていただき、ありがとうございました。 午後3時35分 閉会 以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを 証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員